

情報審第3731号
令和2年12月22日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和2年（行情）濟問第678号

事 件 名：公用旅券等の発給手続に関する文書の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年1月19日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書

又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1793

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

令和 2 年 (行情) 諒問第 678 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項
の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることと/orは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書（2020-00081）

外務省

1 経緯

当省は、令和2年5月25日付けで受理した審査請求人からの開示請求「公用旅券及び外交旅券の発給手続きが書いてある文書(最新版)」に対し、行政機関の保有する情報公開に関する法律(以下「法」という。)第10条2項による延長を行った後、対象文書19件を特定し、8文書を開示、11文書を部分開示とする決定を行った(令和2年7月27日付け情報公開第00799号、以下「原決定」という。)。

これに対し、審査請求人は、令和2年8月6日付けで本件対象文書について、以下を求める旨の審査請求を行った。

(1) 本件部分開示決定のうち、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由に不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)を取り消すとの決定を求める。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原決定にかかる別紙19文書のうち、文書1、5、12、16、17及び19の6文書である。

3 原決定について

原決定において、「公用旅券及び外交旅券の発給手続きが書いてある文書(最新版)」に関し、本件開示請求受付時点で、当該対象文書19件を保有していたことから、同文書を以て開示等決定を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 本件部分開示決定のうち、「旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、法5条6号を理由に不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)を取り消すとの決定を求める審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「本件対象文書のうち、本件不開示部分が本当に法5条6号に該当するかどうか不明である。」旨主張している。

イ 本件対象文書のうち、不開示とした部分は、旅券発給事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号により不開示とした。

5. 上記の論拠に基づき、当省としては、上記4のとおり、原決定を維持することが妥当であると判断する。

(別紙)

- 文書 1 (II) 国外旅券事務取扱要領 公用旅券編
- 文書 2 (III) 旅券用シールプレスの使用要領
- 文書 3 (IV) 旅券事務用諸物品及びその取扱要領
- 文書 4 (V) 旅券の種類
- 文書 5 II. 外交・公用旅券編
- 文書 6 7. 非ヘボン式表記、別名併記及び長音表記の取扱い
- 文書 7 8. 電動タイプライタの使用方法 (IC旅券冊子、貼付型(緊急)旅券冊子)
- 文書 8 電動タイプライターのフォーマット (FMT) 設定方法 (平成28年4月改訂)
- 文書 9 10. 都道府県名ヘボン式ローマ字綴り表
- 文書 10 11. 査証欄増補の仕方 (IC旅券)
- 文書 11 在外公館コード表【平成31年1月1日摘要】
- 文書 12 在外公館職員官職一覧表
- 文書 13 14. 続柄コード表
- 文書 14 付属資料4 [令和元年12月改訂] 国名等コード表
- 文書 15 公用旅券発給基準(内規)
- 文書 16 公用旅券請求事務の手引き (省内旅券請求事務担当者向資料)
- 文書 17 公用旅券請求事務の手引き (平成30年4月1日)
- 文書 18 外交・公用旅券返納及び失効報告書 (省内用)
- 文書 19 外交旅券の請求手続 (令和元年5月改訂)